

正倉院年表

作製・松本包夫

凡例

- 一 記載事項の頭に附した符号□は月、○は日、同日の条に二項以上の異なる記事を記す場合は『をもつて区別することとした。
- 一 記載事項中（ ）をもつて表したものは、正倉院の間接的關係記事である。
- 一 正倉院間接的關係記事及び明治以降の記事については出典を省略した。
- 一 明治十七年以降、毎年の定期曝涼の記事は省略した。
- 一 正倉院・宝庫の呼称については、出典によつて正藏院、勅封藏（北・中倉）、綱封藏（南倉）などの記し方があるが、煩瑣を避け正倉院、勅封倉（北・中倉）、綱封倉（南倉）に統一して記すこととした。
- 一 銘文・墨書は年表作製上比較的重要なもののみを採録した。
- 一 出典書名のうちには略称を用いたものがある。その正式書名との対照は次のとおりである。

正文（正倉院古文書）	世紀（本朝世紀）
延六（延暦六年六月二十六日曝涼使解）	藏記（東大寺勅封藏目錄記）
延十二（延暦十二年六月十一日曝涼使解）	勘例（東大寺三倉開封勘例）
弘二（弘仁二年九月二十五日勘物使解）	僉議（延文五年二月東大寺衆徒僉議事書）
齊実（齊衡三年六月二十五日雜財物実録）	実祐（慶長十九年藥師院実祐記）
北継（雜物出入継文）	絵図（寛文四年東大寺三倉之絵図）
北雜（出入帳）	事書（正倉院宝物御開封事書）
雜出（雜物出入帳）	草書（正倉院御開封記草書）
散帳（御物納目散帳）	開封記（元祿六年五月東大寺正倉院開封記）
東南（東南院文書）	日記（元祿六年三倉御開封日記）
要録（東大寺要録）	
統要（東大寺統要録）	
東別（東大寺別当次第）	

西紀	天皇	年号	記	事
七〇二	文武	大宝二	この年の記ある御野国戸籍、中倉に存す（正文正集）	
七〇七	元明	慶雲四	中倉詩序に、この年七月二十六日の日付あり	
七一〇		和銅三	三・一〇（平城筑都）	
七二一	元正	養老五	この年の記ある下総国戸籍、中倉に存す（正文正集）	
七二九	聖武	天平元	八・一〇（藤原光明子を皇后に冊立）	
七三〇		二	四・一七（皇后宮職に施薬院を設く）	
七三一		三	九・八 北倉の聖武天皇御書雜集写さる（雜集奥書）	
七三五		七	三・北倉の金銀平文琴造らる（金銀平文琴腹板銘）	
七四一		一三	二・一四（諸国塔毎に金字金光明最勝王經一部を安置す）	
七四二		一四	二・一四 中倉最勝王經帙銘	
七四三		一五	一〇・一五（聖武天皇、大仏造頭を発願せらる）	
七四四		一六	一〇・三 北倉皇后御書案穀論奥書	
七五二	孝謙	天平勝宝四	四・九（東大寺大仏開眼）『礼冠・開眼筆墨、開眼縷、漆小横・赤漆欄木小横・金銅雲花形敷文・太刀・楽服・伎楽面など、開眼会用の銘記ある品、三倉に多く存す	
七五三		五	三・二九（東大寺仁王会）『措布屏風袋にこの日の墨書あり。』仁王会のために大仏に浅香を献す（北倉浅香牙牌銘）	
七五四		六	一・一六（唐僧鑑真来朝、王羲之書・香葉などを将来す）□二・二四 国分寺玉瓦合料として丹を出蔵（北倉丹袋墨書） □三・七 丹を出蔵（北倉丹袋墨書）	
七五六		八	五・二（太上天皇―聖武―崩）□六・二一 国家珍宝及び六十種の薬を大仏に献す（国家珍宝帳・種々薬帳）□七・二六 欧陽詢真蹟屏風・花氍・繡襪鞋・紫糸結鞋・緋糸刺納鞋・銀薰炉・銀平脱梳箱・瑠璃箸・青斑鎮石を大仏に献す（屏風花氍帳）□一〇・三 人參を施薬院に下す（北雑）	
七五七		九	一・二 造東大寺司へ大仏塗金のため沙金を下す（沙金桂心請文・北雑）□五・二（聖武天皇御一周忌齋会を東大寺に設く）齋会莊嚴用の幡、多く存す（南倉道場幡・灌頂幡等題箋）□閏八・二四 大刀子と人勝を東大寺に献す（齋実）	

七五八	淳仁	天平宝字二	一・三 子日手辛鋤・子日目利帶を東大寺に献ず（南倉手辛鋤銘）〇六 卯日杖を東大寺に献ず（中倉卯日杖几銘）□六・一 大小王真蹟を東大寺に献ず（大小王真蹟帳）□一〇・一 藤原不比等真蹟書屏風を東大寺に献ず（藤原公真蹟屏風帳）□一二・一六 治葛を内裏に進ず（北雑）
七五九		三	三・二五 桂心を施薬院に下す（沙金桂心讀文・北雑）□四・二九 御齋会堂を装束せんがために、東大寺に花氈を貸出す（北雑）□一二・二六 封箱・犀角箱・金鍍宝劔・陽宝劔・陰宝劔・銀莊太刀を出蔵す（出蔵帳）
七六〇		四	六・七 （皇太后 光明子 崩）
七六一		五	三・二九 防葵等を内裏に進じ、狷皮・响梨勒等を安寛以下の諸僧に分ち、芒消等を諸人に施し、また甘草・大黃・人參・桂心を病者施薬料として雙倉の中の間に遷す（北雑）
七六二		六	一二・一四 欧陽詢真蹟屏風を道鏡に貸出す（北雑）
七六四		八	七・二七 欧陽詢真蹟屏風返納さる（北雑・北雑）施薬院に桂心を下す（北雑・北雑）□九・一一 藤原仲麻呂の反乱のため、大刀・黒作大刀・弓・甲・胡祿・靱を出蔵す（北雑）□一〇・一三 同上武器調査のため検定文卷一を内裏に進ず（北雑）
七六五	称徳	天平神護元	七・一五 内裏より大仏殿に雑物を献ず（南倉几褥心麻布銘）
七六七		三	二・四 東大寺に行幸、銀壺を献ず（南倉銀壺銘・続日本紀）
七六八		神護景雲二	四・三 東大寺に行幸、物を献ず（南倉白綾几褥銘等）〇二六 麝衣香を量る（中倉麝衣香爇墨書）
七七〇		四	五・九 薄墨馬形屏風・散楽形屏風を造東大寺司に貸出す（北雑）□八・二一（道鏡、下野に貶さる）
七七二	光仁	宝龜三	八・二八 薄墨馬形屏風・散楽形屏風、東大寺より返納さる（北雑）
七七六		七	九・二一 勅使、宝庫の太刀を勘定す（延六）
七七八		九	五・一八 紫檀琵琶を内裏に進ず（北雑）
七七九		一〇	一二・六 紫檀琵琶返納さる『親王禪師に治葛を賜う（以上北雑・北雑）』
七八一	桓武	天応元	八・一二 雑集・孝経・頭陀寺碑文・杜家立成・樂毅論・王羲之書法・大小王真蹟を内裏に進ず（北雑）この日、藤原家依ら麝香を検定か（延六）〇一八 雑集・孝経・頭陀寺碑文・杜家立成・樂毅論及び王羲之書法の一部返納さる（北雑）桂心等を造東大寺司に下す（北雑・北雑）
七八二		二	二・二二 大小王真蹟返納さる（北雑）
七八四		延暦三	三・二九 王羲之書法の残部返納さる（北雑・王羲之書法返納文書）

七八五	平	四	一〇・一二 大黃を勘定す（北倉大黃袋墨書）
七八七	嵯峨	六	六・二六 石上家成をして曝涼せしむ（延六）
七九三	平	一二	六・一一 石上家成をして曝涼せしむ（延十二）
七九四	嵯峨	一三	四・二七 麝香等を内裏に進め、大黃を藤原内膳らに下す（弘二）□六・一三 檳榔子を内裏に進ず（弘二）□九・一三 呵梨勒等を内裏に進ず（弘二）□一五 四月出蔵の薬のうち犀角返納さる（延十二）□一〇・二二（平安遷都）
七九九	嵯峨	一八	一一・一一 麝香等を内裏に進ず（北継）
八〇二	平	二二	一一・二二 宋從容等を内裏に進ず（北継）
八〇三	嵯峨	二二	一・二三 桂心・大黃・甘草を病僧のために、銅鉢を四天王供養のためにそれ／＼下す（北継・弘二）
八〇五	平	二四	一一・一五 大仏造立の料として、藤蜜を造寺所に下す『病僧施藥料として桂心・甘草を出蔵、三綱所に下す（以上北継・北倉・弘二）』
八〇六	嵯峨	大同元	九・七七 白犀角を内裏に進ず（北継・北倉・弘二）
八一	平	弘仁二	九・一七 藤原浄本をして官物を勘録せしむ『北倉藥物の量を検す（弘二・北倉諸藥袋墨書）』
八一三	嵯峨	四	二・九 犀角を出蔵して藤原緒嗣に売る（散帳）
八一四	平	五	六・一七 犀角坏・犀角を内裏に売り、麝香を進ず（雜出・北継）□七・二九 麝香返納さる（雜出・散帳・北継） 胡椒等を病者に施すために下す（雜出）□九・一七 蓬萊山水図屏風・白石鎮子等を出蔵沽却す（雜出）□一〇・一 九 銀平文琴・瑠璃箸を出蔵す（雜出）
八一五	嵯峨	六	八・二〇 大黃を勘定す（北倉大黃袋墨書）
八一七	平	八	五・二七 瑠璃箸返納さる、また銀平文琴に代えて金銀平文琴を納む（雜出）
八二〇	嵯峨	一一	一〇・三 大小玉真蹟・干羲之書法・繡線鞋・紫系結鞋・男錦鞋を出蔵沽却す（雜出）
八二二	平	一三	三・二六 鏡・浅香・麝香・紫鉞・五色絞糸を行法の所に下す（雜出）□五・六 遠志等を衆僧の病の料に下す（北 倉・雜出）
八二三	嵯峨	一四	二・一九 紫檀琵琶・螺鈿紫檀琵琶・桐木箏・楸木瑟・金鍍新羅琴・銀平文革篋・銀薫炉を出蔵す（雜出）□四・一 四 螺鈿紫檀琵琶・楸木瑟・銀薫炉と、代替の新羅琴・箏・琵琶を返納す（雜出）
八二六	平	天長三	九・一 衆僧施藥料として太一禹余糧等を出蔵す（雜出）

八三二	文 徳	九	五・二五 大仏殿の読経料として薫陸・雜香を出蔵す（正文後集）
八五六	文 徳	齊衡 三	六・二四、二五 藤原貞敏をして雜物・藥を検せしむ（齊夷・北倉諸藥袋墨書）
八六〇	清 和	貞觀 二	八・一四 紫鉢を出蔵す（散帳）
八七五	清 和	一七	（この年聖宝、東大寺東南院を建立）
八八九	宇 多	寛平 元	寛平年中の記事に、米一斗五升を正倉院守の食料に充つることあり（要録）
九一九	醍 醐	延喜一九	三・一三 銀鉢・花盤出蔵（正文統々修）〇一四 銀鉢出蔵、即日返納さる（正文統々修）
九二〇	醍 醐	二〇	一二（東大寺阿彌陀堂・藥師堂のものを羅索院雙倉に移す）
九五〇	村 上	天曆 四	六・東大寺羅索院の雙倉破損せるため、その納物を正倉院雙倉南の端に移して綱封とす（要録）
九五四	村 上	八	（この年、東大寺吉祥堂焼亡す）
九七一	円 融	天祿 二	五・この月以降二年の間に正倉院修理す（東南一）
九七四	円 融	天延 二	五・正倉院等修造の功により、法縁を別当に重任す（東南一）
一〇一九	後 一条	寛仁 三	九・三〇 藤原道長勅封倉宝物拝見（左経記・小右記）
一〇二一	後 一条	治安 元	一〇・一 平致盛紺瑠璃壺を東大寺に施入、これを印蔵に納む（東別）
一〇三一	後 一条	長元 四	この年正倉院の動用倉仆る（要録）□七・五 勅封倉の棟、風のため破損す（左経記）□八・四 勅封倉を開き修理を加え、また南倉の雨漏を検す（左経記）
一〇三五	後 一条	八	（この年東大寺尊勝院建つ）
一〇三九	後 朱雀	長曆 三	三・三 盜、勅封倉を焼き穿つて宝物を窃む（東別）
一〇四〇	後 朱雀	四	九・一八 勅封倉の盜人僧長久らを捕う（春記）□一〇・一八 盜品の銀について議す（春記）
一〇四一	後 冷泉	長久 二	一二・二九 檢非違使庁より返せる黄金を印蔵に収む（東別）
一〇四七	後 冷泉	八	一一・二 東大寺三綱、藏院を検するに、西雙倉と客房を残して築垣・北雙倉等夷在せず（東南一）
一〇五七	後 冷泉	天喜 五	一・一六 正倉院南御庫修理を始め十一日間にて終る（東南二）□七・二二 綱封倉修理を始め二十二日間にて終りついで勅封倉の棟を一日にて修理葺きす（東南一）

一〇七九	白河	承暦三	この年、麝香を内裏に献じて銀提子を代納す（要録）□八・二八 官宣旨を下して、別当延幸のとき破損せる勅封倉乾角を修理せしむ（収遺古文書中左弁下文）
一〇九〇	堀河	寛治四	一二・勅使、宝庫の黄金を検す（平城坊目遺考附録）
一〇九五		嘉保二	このころ正倉院の南列蔵焼亡す（要録・東別）
一一〇〇		康和二	冬、勅封倉を修理す（要録）
一一一六	鳥羽	永久四	二・一一 網封倉の納物を勘録す『網封倉の重物を多く勅封倉に移す（以上正文塵芥）
一一一七		五	八・七 網封倉を開き納物を勘録す（正文塵芥）□九・二三 網封倉の銀・銅の具の重量を勘注す（正文塵芥）
一二三〇	崇徳	大治五	五・一 勅封倉を開いて湿損を検し、かつ鏡・胡瓶をも検す（中右記）
一二四二	近衛	康治元	五・六 鳥羽法皇、勅封倉を開いて御冠・鞍・枕・基局・簾・竿・屏風・投壺等を御覧、藤原通憲投壺について説明す（世紀）
一二四三		二	五・二六 勅封倉内一字修造の功により源厳を從儀師に補す（世紀）□八・一九 左大弁顯業、勅封倉を開かんがために南都に下向す（世紀）
一二五〇		久安六	三・一七 平忠盛、亡息家盛の供養のため、その遺品薛絵野剣・丸柄屏角帯・紫檀地螺鈿箆を網封倉に納む（正文塵芥）
一二六〇	二条	永暦元	二・八 網封倉より火舎小蓋・磐・宝幢具・家盛遺品の一部を出蔵して、倉代・大仏殿・印蔵・修理所に渡す（正文塵芥）
一二六一		二	一・三〇 網封倉より種々の金具辛櫛等を出し、大仏殿・印蔵に渡す（正文塵芥）
一二六五	六条	永万元	七・二二 六条天皇の即位料として礼服を出蔵す（東南一）
一二六七		仁安二	三・五 網封倉の銅懸魚・宝鐸を造南大門料に出し、家盛遺品の太刀を別当に進ず（正文塵芥）□一〇・九 朝廷にて勅封倉の鑑等を納める辛櫛を造る（兵範記）
一二七〇	高倉	嘉応二	四・二〇 後白河法皇、勅封倉の宝物御覧（兵範記・統要）
一二七八	安德	治承二	一二・一九 別当順喜入堂の儀を行い、網封倉を開く（統要）
一二八〇		四	一二・二八 平重衡の兵火により東大寺焼失、勅封倉・網封倉は難を免る（統要・玉葉・吾妻鏡）
一二八五	後鳥羽	文治元	八・二八 後白河法皇、勅封倉の天平筆と墨をもつて大仏開眼す（統要・中倉筆銘・墨題箋）□一一・一五 網封倉の経論を他の経蔵に移し、その下層の納物を上層に移し、下層を重源の所管とす（正文塵芥）

一一八九	五	三・湿損実検のため勅封倉を開く（玉葉）
一一九三	建久 四	五・五（一〇）勅封倉の雨漏を検す（玉葉）□八・二五 勅封倉修理のため、北・中倉の宝物を綱封倉に移す（蔵記・統要）
一一九四	五	三・四 勅封倉修理成るにより宝物を返納す』重源の請により北倉の錫杖を仏事の料に出蔵す（以上蔵記・統要）
一一九七	八	一二・一一 別当覚成入堂の儀を行い、綱封倉を開く（統要）
一一九八	土御門 九	二・二七 土御門天皇の即位料として礼冠・礼服を出蔵す（三長記）
一二〇八	承元 二	一一・一五 別当道尊入堂の儀を行い、綱封倉を開く（統要）
一二三〇	後堀河 寛喜 二	七・一七 北勅封倉・南綱封倉破損により、北倉の宝物を中倉に、南倉の宝物を上司倉に移す（統要）□一〇・二七 盗中倉に入り鏡を取る（東別・統要・百練抄）□一一・二九 盗人僧頭識春密らを捕う。盗、鏡を破して大仏殿前に隠匿せしことを白状す（東別・統要・百練抄）□一二・七 中倉に仮納中の北倉宝物を検し、鏡・銅小壺・銅小仏の紛失を確かむ。〇二五 盗を佐保山に斬る（以上東別・統要）
一二三一	三	三・一四 盗まれし鏡を東大寺に進送す（散帳）
一二三七	四 条 嘉禎 三	六・三 中倉の辛損を検す』盗まれし鏡を中倉に返納す（以上統要）
一二三九	延応 元	一一・二六 九条道家、中倉の屏風等拝見（統要）
一二四二	後嵯峨 仁治 三	三・一三 後嵯峨天皇の即位料として勅封倉の礼冠・礼服を出蔵。〇二二 還納の途次礼冠大破さる（以上統要・平戸記）
一二四三	寛元 元	閏七・二三 勅封倉雨漏により開検し、中倉の宝物を印蔵に移す（蔵記）
一二四六	後深草 四	九・二八 勅封倉修覆成り宝物を返納す（統要・勘例）
一二五四	建長 六	六・一七 勅封倉に落雷あり、北倉の屏柱を破り発火せしも、扉を切り開いて消し止む（統要・百練抄・帝王編年記）□七・六 落雷による損失の有無を検するために宝庫を開く（統要・百練抄・帝王編年記）
一二五八	正嘉 二	一・二二 藤原兼経勅封倉宝物拝見（統要）
一二六一	龜山 弘長 元	九・五 後嵯峨上皇、中倉の開眼筆等の宝物を御覧、袈裟を出蔵さる（統要）
一二六二	二	八・二二 後嵯峨上皇、嚴重の夢想により前年出蔵の袈裟を返納す（統要）

一六九三	東山	元祿六	寺社宝物展覧目録・開封記・日記
一六六六	靈元	六	三・四 宝物点検のため宝庫開封、中倉内の小破を修理す（寛文六年正倉院御開封之記・勘例）
一六六四		四	二・二二 大工彌兵衛ら三倉絵図を造る（絵図）
一六六三		寛文三	八・二〇 幕府、三倉の修理を命ず（絵図）
一六一二	後水尾	一七	三・二一 宝庫に盗難あるを発見（実祐）□閏一〇・二一 盗人僧福藏院・北林院・中証院を捕う（実祐）□一一・一三 盗あるにより北・中倉の宝物を検す（実祐・勘例）
一六一〇	後陽成	一五	七・盗、北倉の床を切破つて宝物を窃む（実祐）
一六〇三		八	二・二五 徳川家康三倉の修理を命じ、開封して宝物を油倉に移す『長持を寄進す（慶長櫃蓋裏墨書・実祐・勘例）
一六〇二		慶長七	□九・三倉修理成り宝物返納閉封（勘例）
一五七四	正親町	天正二	六・一一 徳川家康三倉破損内見のため、奉行本多正純をして開検せしむ（実祐・勘例）
一四六五	後土御門	寛正六	三・二八 織田信長多門山城に入り中倉の蘭奢待を取寄せ截らしむ。ついで三倉を見、北倉の紅沈香を中倉におくべきことを命ず（天正二年截香記・勘例）
一四二九	後花園	永享元	九・二四 足利義政三倉宝物拝見し、蘭奢待を賜う（蔭涼軒日録・春日社参記・勘例）
一三八五	後龜山	元中二	九・二二 足利義教宝物拝見し、碁石・香を賜う（満濟准后日記・勘例）
一三六〇	後村上	正平一五	八・三〇 足利義満三倉宝物拝見（師盛記・満濟准后日記）
一三三七	後醍醐	延元二	二・一三 後光厳天皇、勅封倉の琵琶を出さんとし東大寺衆徒これに反対す（僉議）
一三二八		嘉暦三	四・二〇 これよりさき三倉盗あり、安部支清、盗人の行方を占う（収遺古文書中佐保山晋円献納文書）□七・五行賞を約して正倉院の盗人の追捕を促す（東南六）
一三〇一		正安三	一二・光明天皇の即位料（？）として礼服・御冠を出蔵す（僉議）
一二八八	伏見	弘安一一	三・後二条天皇の即位料（？）として御冠を出蔵す（僉議）
四・二三	後深草上皇、北・中倉の厨子・冠・開眼筆・屏風等を御覧（蔵記）		

一七二二	中御門	享保七	一〇〇一・一・京都所司代より三倉開封等につき東大寺に尋ねることあり、東大寺これに答うること数度（正倉院御開封勘例等御尊之日記）
一八三〇	仁孝	文政一三	一二・東大寺別当より奈良奉行へ正倉院屋根葺替修理の書付を出す（天保二年六月口上書・事書）
一八三三		天保四	一〇・一八二四 宝庫屋根葺替修理のため開封、宝物を検す。修理中宝物を寺内八幡宮前文庫と東南院文庫に仮納す（事書）
一八三四		五	二・幕府、正倉院屋根葺替修理に着手（事書・天保五年二月正倉院御修覆鎮守社新造共仕様帳）
一八三六		七	三・穂井田忠友、四聖坊にて正倉院文書正集四十五巻を整理す（正倉院四十五巻文書櫃蓋裏貼紙記）□五・徳川家齊、宝物外宮を新造（天保七年正倉院御開封記）□六・二〇 修理成り閉封（天保七年正倉院御開封記）□七・正倉院修理請負大工善助より仕様請負代銀請取帳を出す（請取帳）このころ大湯屋の塀芥辛横中より天平勝宝八歳東大寺地図及び越前・近江開田等の古図発見し、八幡宮前宝蔵に置く（東大寺開闢領地御施入勅書古絵図出現之記）
一八七二	明治	明治五	八・一二一八 勅使世古延世宝庫開封宝物を検す。このとき初めて宝物の写真撮影を行う。また正倉院文書を東京浅草文庫に移す
一八七五		八	三・一五二〇 勅使香川敬三宝庫開封す。宝物を大仏殿内の奈良博覧会に出陳 □三・一〇 宝庫を内務省の所管とす。□四・宝庫を博物館の主官とす □六・正倉院文書を宮内省へ寄存す □八・奈良県令、宝庫修繕を願ひ、許可さる。□九・一三 古文書を内務省博物館へ引渡す。この年東大寺、東南院文書を献納か
一八七六		九	三・一五二六・二二 奈良博覧会に宝物出陳 □五・勅旨により辛横を新造す □一〇・浅草文庫にて正倉院文書整理、この月続修五十巻成る □一二・二七 大久保利通より請あり、正倉院古裂を博物館・諸府県博覧会に頒つ
一八七七		一〇	一・天皇行幸準備のため宝物点検修理を行う □二・九 天皇行幸、四聖坊にて宝物御覧、御料として蘭奢待を截らしむ □六・宝物を他に移し宝庫修理に着手 □一〇・宝庫周辺に避雷針・消防器具を設く
一八七八		一一	三・宝庫修理成り宝物返納。同月奈良博覧会に宝物出陳 □四・琵琶修覆のため出陳 □五・京都府知事より同府博覧会のため御物模写の願出あり允許さる □一二・奈良博覧会の明年度の宝物貸下げ不許可とす
一八七九		一二	三・奈良博覧会に宝物出陳か □六・七・宝庫開封し、大蔵省印刷局、宝物古文書の模写図印行のためこれを模写撮影す □八・香港大守宝物拝見 □一・一・ドイツ皇孫宝物拝見。この年勅旨により蘭奢待を截る
一八八〇		一三	一・伊藤博文、宝庫内に陳列棚を設けることを請うて允許さる □二・イタリー皇族宝物拝見。同月陳列棚架設工事を始む。同月奈良博覧会に宝物出陳 □一二・明治十一年出蔵の琵琶修覆成り還納
一八八一		一四	四・博物館を農商務省の管轄とし、宝庫の宝器類は農商務省、図書類は内務省、開閉は宮内省の分掌とす。この年内務省、正倉院文書扉芥三十九巻と三冊を整理

一八八二	一八八三	一八八四	一八八五	一八八六	一八八九	一八九〇	一八九二	一八九四	一九〇〇	一九〇一	一九〇二	一九〇四	一九〇八	一九〇九	一九一〇	一九一一	一九一三	一九一四	一九一五
一五	一六	一七	一八	一九	二二	二三	二五	二七	三三	三四	三五	三七	四一	四二	四三	四四	大正二	三	四
八・宝庫の軒に支柱を取設く □一〇・庫内の棚架成り、黒川真頼をして御物目録を整え陳列せしむ	六・開封、岩倉具視ら宝物拝見 □七・毎年一回定期曝涼の制を立つ。同月宝庫に巡査を配す □一〇・曝涼	五・宝庫を宮内省の所管とす。同月三条実美宝物拝見 □九・宝剣を天皇に供す	六・伊藤博文宝物拝見し、勅を奉じて宝剣を東京に携行、修理せしむ。同月正倉院地所を皇宮地附屬地に編入す □七・正倉院を図書寮の主管とす	三・宝庫修理し、屬地をひろむ	この年皇后行啓宝物御覽	一一・正倉院宝庫世伝御料と定めらる	六・宮内省に正倉院御物整理掛を置き杉孫七郎掛長となる。同月曝涼、観覧を中止す。のち同掛にて正倉院文書後集五十三巻・別集五十巻・続々修四百四十巻と二冊を整理す	四・東大寺、尊勝院の聖語藏―経藏―及びその経巻を献納。この年御物整理を中止す	七・(官制改正され帝国奈良博物館を奈良帝室博物館と改称す)	七・(大日本古文書―正倉院文書等―刊行さる)	一一・正倉院構内杉本神社床下より八角鏡一面を発見、宝庫南倉に納む	一二・日露戦役の非常時にかんがみて御物整理掛を廃す	四・正倉院を帝室博物館の主管とし、東京帝室博物館に正倉院宝庫掛を置く	八・東大寺住職佐保山晋円、古文書を献納す □一〇・馬鞍・屏風骨・雑裂を修理のため東京帝室博物館に送る	六・聖語藏経巻修理を始む □一〇・正倉院御物拝観規定、訓令第三十七号により定めらる	六・正倉院構内持仏堂天井より宋版経を発見す □一〇・曝涼中に明治四十二年の佐保山晋円献納文書を宝庫に納む	三・二一―一二・二三 飯庫を新築して宝物をこれに移し、宝庫の解体修理を行う	一〇・宝庫修理成り宝物を還納す。古裂類の整理を始む	五・三 東大寺大仏殿の修理成り、大仏開眼のため天平宝物筆を出蔵、即日返納さる

一九一六	五	一・ロシヤ太公宝物拝見 □四・四 天皇皇后宝物御覧
一九一七	六	五・東宮宝物御覧
一九一九	八	一二・日名子太郎古文書を献納
一九二〇	九	二・中宮寺へ宝庫より発見の天寿国曼荼羅断片下賜
一九二二	一一	一一・大正新修大蔵経編輯校合のため、聖語藏経巻を東京へ送る
一九二三	一二	一〇・関東大地震のため、本年の曝涼中止さる
一九二五	一四	四・一五〇三〇 始めて奈良帝室博物館に正倉院古裂を出陳す
一九二六	一五	九・スエーデン皇太子宝物拝見
一九二八	昭和 三	四・一〇五・一〇 大幡・聖語藏経巻を奈良帝室博物館に出陳 □一〇・正倉院御物図録一刊行
一九二九	四	四・一〇〇五・一二・一五 臨時正倉院宝庫調査委員会を設く
一九三二	七	四・二三〇五・八 正倉院古裂を奈良帝室博物館に出陳
一九四〇	一五	一一・五〇二五 始めて宝物を東京帝室博物館に出陳
一九四一	一六	この年より秋の定期曝涼中の拝観停止
一九四三	一八	一一・一五〇二・四・二七 宝庫に宮内大臣封を付く
一九四五	二〇	三・五〇二二・五・三 正倉院管理署を置く □七・一五 宝物を正倉院管理署及び奈良帝室博物館に仮納す
一九四六	二二	九・二六 正倉院管理署に仮納の宝物還納 □一〇・一九〇一一・九 奈良帝室博物館に仮納の宝物を同館に陳列す。この会期中、宝庫外構の拝観を許可す
一九四七	二三	四・二七 宝物の還納により宝庫勅封に復す □五・三 正倉院を国有とし、宮内府図書寮のうちの宮内庁書陵部の主管とす。(同月奈良帝室博物館を国立博物館奈良分館とす) □七・一四 正倉院評議会を設く □一〇・二六 宝物を奈良博物館に出陳
一九四八	二四	四・一〇五・一三 仮庫納物を東京博物館に出陳 □一〇・二八〇一一・一〇 奈良博物館正倉院御物展
一九四九	二四	一〇・三〇〇一一・一三 東京博物館に宝物を出陳

一九五〇	二五	一一・一二・一四 奈良博物館正倉院御物展
一九五一	二六	一〇・二六・一一・四 正倉院古裂を奈良博物館に出陳
一九五二	二七	一〇・（東大寺、大仏開眼千二百年慶讃法要を行う）〇一五・二八 奈良博物館正倉院御物展
一九五三	二八	二・二六 東宮宝物を御覧 □五・二一 新宝庫落成す □一一・二・一四 奈良博物館正倉院御物展
一九五四	二九	六・一〇 保存修理室・殺虫室落成 □一一・一・一四 奈良博物館正倉院御物展 ○六 皇后宝物を御覧 〇一・一五 以後曝涼中に古文書のマイクロフィルム作製を行う
一九五五	三〇	一〇・二一・一一・三 奈良博物館正倉院御物展 □一一・七・一〇 始めて花氈・尺八・辛横のガス殺虫を行う